

## 平成29年10月17日、18日 水銀廃棄物規制に関する説明会 Q&A

- 1 水銀廃棄物の分類について (分類-1～10)
- 2 産業廃棄物の品目について (品目-1～4)
- 3 業の許可について (許可-1)
- 4 情報の伝達について (情報伝達-1～6)
- 5 保管方法について (保管-1～3)
- 6 処理委託について (委託-1～4)
- 7 処理方法について (処理-1～6)

### 【留意事項】

説明会で提出された質問(※)の回答を掲載しています。

※ 次のご質問に対する回答は掲載しておりません

- ・ 本説明会で説明した内容以外に関すること
- ・ 個別に所管行政庁にお問い合わせいただくことが望ましい内容

質問No.	質問	回答
分類-1	<p>基板に付いている水銀リレーについての取扱いについて、水銀使用製品産業廃棄物の対象となる区分①～③を具体的に示してください。</p> <p>区分①の場合は、どの様なことか、②も含めて、①と②と③の区分についても、具体的に示してください。</p> <p>※区分①～③について  区分①:新用途水銀使用製品の製造等に関する命令(平成27年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省。環境省令第2号)第2条第1号又は第3号に該当する水銀使用製品のうち廃棄物処理法施行規則別表第4に掲げるもの  区分②:①を材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品(廃棄物処理法施行規則別表第4下欄に×印のあるものに係るものを除く。)  区分③:①②のほか、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品</p>	<p>水銀リレーが基盤から容易に取り外せる場合には、取り外した水銀リレーが区分①に該当します。容易に取り外せない場合で、かつ基盤に水銀リレーが組み込まれていることがわかっており、その旨の表示が基盤本体にある場合には、区分③に該当します。区分②該当する場合はありません。(参考:廃棄物処理法施行令等の改正に関するQ&amp;A(環境省))</p>
分類-2	<p>水銀電池、蛍光ランプが産業廃棄物となった場合、水銀使用製品産業廃棄物であることは理解したが、蛍光ランプが割れた場合も水銀使用製品産業廃棄物であり、水銀の含有量が15mg/kg(L)を超えると水銀含有ばいじん等になるのか。割れた蛍光管を業者は回収してくれないのか。その場合、どう処理すればよいか。</p>	<p>蛍光ランプが割れた場合にも当該蛍光ランプが産業廃棄物となった場合には水銀使用製品産業廃棄物になります。廃蛍光ランプが割れた場合にも適切に処理がされるよう、委託する処理業者の受入基準を確認した上で、回収するようお願いします。</p>
分類-3	<p>特定施設でない病院から「水銀血圧計」が排出されるが、割れて中身が出てしまった場合は「特管汚泥」「産廃汚泥」「特管廃水銀」どれになるのか。</p>	<p>特定施設でない病院で水銀血圧計が割れて中身が出てしまった場合、割れた中身も含めて「水銀使用製品産業廃棄物」となります。</p>
分類-4	<p>数ある廃棄試薬の中で、今まで特管有害として扱っていたものも全て産廃の「水銀使用製品産業廃棄物」になるのか。</p>	<p>環境上適正に扱うため、法令上は特別管理産業廃棄物でないものを特別管理産業廃棄物として取り扱っていた廃試薬類のうち、水銀等の製剤は、水銀使用製品産業廃棄物の対象となります。また、水銀汚染物の場合、その性状や排出される施設により、特別管理産業廃棄物(特定施設から排出されるもので、水銀の溶出量が0.005mg/Lを超えるもの)または水銀含有ばいじん等(汚泥の場合、水銀を15mg/kgを超えて含有するもの)となります。</p>
分類-5	<p>朱肉、顔料は市販されている朱肉、シャチハタ等、殆どの物が含まれるのでしょうか。</p>	<p>スタンプ朱肉には水銀が含まれていないため、水銀使用製品に該当しません。(参考:水銀廃棄物ガイドラインp.85)</p>
分類-6	<p>「産業廃棄物」と「特別管理産業廃棄物」の区分がよく分からない。</p>	<p>「水銀含有ばいじん等」と「水銀使用製品産業廃棄物」は産業廃棄物です。「廃水銀等」は特別管理産業廃棄物です。なお、特定の排出源から排出される鉱さい、ばいじん及び汚泥(水銀の溶出量が0.005mg/Lを超えるもの)並びに廃酸・廃アルカリ(水銀の含有量が0.05mg/Lを超えるもの)は改正内容の施行前から特別管理産業廃棄物です。</p>
分類-7	<p>水銀含有ばいじん等及び水銀使用製品産業廃棄物であることの情報の伝達について、業の許可証、掲示板、委託契約書、マニフェストなどの産業廃棄物の種類にこれらが含まれることとありますが、これは、廃棄物の種類が2種類追加されるということですか。また、優良認定の情報公開運搬実績では、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等の追加が必要ですか。</p>	<p>産業廃棄物の種類として追加されたという意味ではありません。  例えば、蛍光灯は、ガラス陶磁器くず、金属くず、廃プラスチックという産業廃棄物の種類に該当し、かつ、水銀使用製品産業廃棄物の対象とされています。そのため、通常の産業廃棄物の措置に加え、水銀廃棄物としての措置も必要となることから、優良認定に係る運搬実績についても、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の取扱いについて明らかにする必要があります。</p>
分類-8	<p>主に建材等の研究を行っている一般民間企業の研究施設で、水銀は試薬などで多少利用する程度ですが、特定施設に該当しますか。</p>	<p>「学術研究及び製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所」に該当し、その施設で生じた廃水銀又は廃水銀化合物(水銀使用製品に封入されたものを除く)は、特別管理産業廃棄物である廃水銀等に該当します。</p>
分類-9	<p>水銀使用製品が組み込まれた製品が産業廃棄物となったもので、水銀使用製品産業廃棄物の対象外となるもののうち、水銀水銀使用製品が容易に取り外せる場合、取り外したものの扱いはどうなるのか?</p>	<p>水銀使用製品が容易に取り外せる形式で組み込まれている製品については、水銀使用製品を取り出してから、取り外したものを水銀使用製品産業廃棄物として取り扱ってください。一方、水銀使用製品が用意に取り出せない形式で組み込まれた製品については、水銀使用製品を取り外す時に破損してしまい、水銀が飛散してしまうおそれがあるので、水銀使用製品が組み込まれている旨を処理を委託する処理業者に伝え、取り外さずに排出してください。</p>
分類-10	<p>水銀使用製品産業廃棄物に次のものは該当しないでしょうか?アルカリボタン電池、酸化銀電池(ガイドラインには水銀が使用されている製品には記載されているが、水銀使用製品産業廃棄物にはなっていないので)</p>	<p>アルカリボタン電池や酸化銀電池は、水銀が使われていることが表示されているのであれば、水銀使用製品産業廃棄物に該当します。</p>

質問No.	質問	回答
品目-1	水銀使用製品産業廃棄物の廃棄物種類について。許可対象となる上記産業廃棄物の種類は、何と何でしょうか。廃プラスチック類、金属くず、ガラス陶磁器くず・・・等、何種類でしょうか。	水銀使用製品産業廃棄物の性状により判断してください。例えば、廃蛍光灯については、ガラスくず、金属くず、廃プラになります。判断に迷うものがあれば、個別にご相談ください。
品目-2	「水銀使用製品産業廃棄物」について許可証には「ガラス(水銀を含む)」「金属くず(水銀を含む)」と記載されるのか。	産業廃棄物の種類に水銀使用製品産業廃棄物が含まれることが明記されます。
品目-3	金属水銀の内、廃水銀等の特定施設以外から排出された場合、どの産業廃棄物の種類を選ぶべきか。(特定施設以外からの排出であっても、廃水銀等と同等に扱うことが望ましいことは分かっています。)	「金属くず」になります。
品目-4	水銀電池、体温計、湿度計の具体的な産業廃棄物の種類は何になりますか。	水銀電池は産業廃棄物の種類の「金属くず」及び「汚泥」の混合物に該当します。体温計や湿度計は、ガラスや金属で構成されているとして、産業廃棄物となった場合には「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」及び「金属くず」の混合物になります。

質問No.	質問	回答
許可-1	<p>パソコンサーバー等、ボタン電池が組込まれている製品について、使用される電池がアルカリであったり水銀であったり区々の為、排出時点では判別ができません。また、排出の都度型式、品番、メーカー、年式等が変わるため、次回以降の通知が困難です。こうしたパソコンを扱う場合も、水銀使用製品産業廃棄物の許可が必要となりますか？</p>	<p>ボタン電池が組み込まれているものの、水銀電池であるかどうかについての表示が製品本体にない場合、排出事業者は、製造メーカーに問合せなどにより、水銀電池が使用されているか判別する必要があります。</p> <p>処理業者は、水銀電池が組み込まれている製品が産業廃棄物となったものを受託して処理する場合、処理業の許可の範囲に水銀使用製品産業廃棄物の取扱いが含まれている必要があります。</p>

質問No.	質問	回答
情報伝達-1	帳簿と実績報告で集計する品目を教えてください。例えば蛍光灯を収集した場合「水銀使用製品～」1品目で集計しますか？それとも「ガラス(水銀)」「プラ(水銀)」「金属(水銀)」3品目で、数量はそれぞれ按分しますか。	帳簿の中で水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係る内容が明らかであればよく、その記載の仕方について特に規定はありません。産業廃棄物管理票交付等状況報告書について、水銀使用製品産業廃棄物が含まれる場合は、産業廃棄物の種類に「廃蛍光灯(水銀使用製品産業廃棄物)」と記載し、廃蛍光灯の排出量を集計することで差し支えありません。
情報伝達-2	マニフェストの「種類欄」にレ点を記入する項目に「水銀使用製品産業廃棄物」の項目が明記されていないのかわからないか。名称記入欄には「水銀使用製品産業廃棄物」と記入するのでしょうか。「水銀電池」ではNGでしょうか。	水銀使用製品産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、マニフェストの種類欄に水銀使用製品産業廃棄物の性状を踏まえた産業廃棄物の種類を記載するとともに、水銀使用製品産業廃棄物が含まれる旨及びその数量を記載する必要があります。例えば、公益社団法人全国産業廃棄物連合会が発行しているマニフェストを用いる場合は、産業廃棄物の種類欄又は備考・通信欄に水銀使用製品産業廃棄物と記載することで差し支えありません。なお、名称は法的記載項目ではありません。
情報伝達-3	マニフェストに水銀使用製品産業廃棄物であることを記載する場合、どの欄に記載すべきか。また、蛍光灯を排出した場合の産業廃棄物管理票交付等状況報告(マニフェスト報告)では、産業廃棄物の種類ごとに排出量(t)を案分して報告する必要があるのか。	例えば、公益社団法人全国産業資源循環連合会が発行しているマニフェストを用いる場合は、産業廃棄物の種類欄又は備考・通信欄に水銀使用製品産業廃棄物と記載することで差し支えありません。産業廃棄物管理票交付等状況報告書について、水銀使用製品産業廃棄物が含まれる場合は、産業廃棄物の種類に「廃蛍光灯(水銀使用製品産業廃棄物)」と記載し、廃蛍光灯の排出量を集計することで差し支えありません。
情報伝達-4	産業廃棄物の委託契約が自動更新の場合、委託する廃棄物の種類に水銀使用製品産業廃棄物が含まれることを記載するための対応として、覚書を締結する場合、いつまでに締結すればよいのか。また、契約書の品目に「蛍光管」という欄を作るべきなのか。	委託契約書の自動更新の場合に、いつまでに覚書を締結するという規定はありませんが、書面契約による情報の伝達という観点から、できるだけ早い機会を捉え対応されるようお願いいたします。また、委託契約書の中で、水銀使用製品産業廃棄物の品目として蛍光管という欄を設ける方法のほか、WDS(廃棄物)データシートを添付するなど、廃棄物の性状等を明らかにするよう努めてください。
情報伝達-5	マニフェストの記載方法	水銀使用製品産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、マニフェストの種類欄に水銀使用製品産業廃棄物の性状を踏まえた産業廃棄物の種類を記載するとともに、水銀使用製品産業廃棄物が含まれる旨及びその数量を記載する必要があります。例えば、公益社団法人全国産業廃棄物連合会が発行しているマニフェストを用いる場合は、産業廃棄物の種類欄又は備考・通信欄に水銀使用製品産業廃棄物と記載することで差し支えありません。なお、名称は法的記載項目ではありません。
情報伝達-6	自販機等、蛍光灯の含有が判別可能で、尚且つ取り外しが困難なものについて、マニフェストへの記載で留意すべきことはありますか。	蛍光灯を材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品が産業廃棄物となった場合、水銀使用製品産業廃棄物の対象外なのでマニフェストに水銀使用製品産業廃棄物である旨の記載は不要ですが、水銀使用製品産業廃棄物と同等に環境上適正に扱われる必要があることから、例えば、水銀が使用された製品が組み込まれた廃棄物であることをマニフェストの備考欄に記載することが望ましいです。

質問No.	質問	回答
保管-1	保管に関して他の物と混合する恐れのないように仕切りを設ける等の措置となっているが、具体的にどのレベルまで実施すればよいか。	例えば、破損及び水銀の流出を防げるような適切な容器に入れて保管するなど、保管する水銀使用製品産業廃棄物の品目、状態、発生状況等を考慮して、他の物と混合する恐れが生じないような措置を講じてください。(参考:水銀廃棄物ガイドラインp.92)
保管-2	水銀使用製品産業廃棄物の保管表示について、排出事業者の保管表示もパンフレット同様にするのか。	排出事業者向けのチラシ「水銀廃棄物の取扱いが変わります!」裏面の例を参考としてください。※最大保管高さは屋外で容器を用いずに保管する場合に必要となる表示です。
保管-3	排出事業者向けリーフレットの水銀廃棄物の処理について、排出事業者が注意すべきこと、保管の専用容器について規定はありますか?段ボール箱などでも良いのでしょうか?	水銀使用製品産業廃棄物の容器について規定はありませんが、その品目や、保管・運搬時の状況に適したものを選択してください。

質問No.	質問	回答
委託-1	中間処理で廃自販機が搬入される時に、蛍光灯も一緒に廃自販機と入ってきます。当社では、蛍光灯を外し、蛍光灯を処理することができる処分業者に持ち込むのですが、この場合も、水銀使用産業廃棄物の記載が業の許可証に必要ですか。	中間処理をしようとする廃自販機について、蛍光灯が組み込まれている旨の表示がある場合を除き、法令上は水銀使用製品産業廃棄物には該当しませんので、中間処理の業の範囲に水銀使用製品産業廃棄物を含める必要はありません。
委託-2	蛍光灯の処理について、現在、新品と交換で蛍光灯を引き取ってもらっているが、引き取ってもらうには、その相手が産業廃棄物収集運搬業の許可業者でなければならないのか。	新しい製品を販売する際に販売者が商慣習として同種の製品で使用済みのもを無償で引き取り、収集運搬する行為については、従来より下取り行為として産業廃棄物収集運搬業の許可は不要としています。
委託-3	水銀使用製品産業廃棄物の中間処理で回収した金属水銀を廃水銀等の処分の許可を持つ処分場に排出する場合、Manifestは中間処理場のものとしての発行でよいか。	処理に伴って回収された廃水銀等については、許可を持った処理業者に一次Manifestによって委託することは問題ありません。
委託-4	割れた蛍光灯が他の廃棄物と混合した状態で処理を委託した場合、排出者に対する罰則はありますか？(直罰)	例えば、水銀使用製品産業廃棄物が含まれているにもかかわらず契約書にそれを明記しないで委託した場合など、排出者が産業廃棄物が委託基準に違反した者は、5年以下の懲役若しくは千万以下の罰金に処し、又はこれを併科すると規定されています。 また、直罰規定ではありませんが、排出者が処理基準等に適合しない保管等を行い、生活環境の保全上出された措置命令に違反した場合、5年以下の懲役若しくは千万以下の罰金に処し、又はこれを併科すると規定されています。

質問No.	質問	回答
処理-1	<p>Ⅲ 水銀使用製品産業廃棄物[留意点]の3項目          処理過程で水銀が使用された製品が組み込まれていることが判明した場合、排出事業所には伝えるが、万が一割れた蛍光灯が入っていた場合はどの様に対応するのか、環境上適正な処置とは全量管理型埋め立てなのか？混入された場合の適正処理を教えてください。</p>	<p>水銀使用製品産業廃棄物に該当しない組込製品の場合には、「水銀廃棄物ガイドライン」(p88)にあるとおり、水銀使用製品産業廃棄物と同等に取り扱うこととされており、最終処分の際は安定型最終処分場に埋立処分せず、管理型最終処分場に埋立処分をお願いします。          また、処理を受託した産業廃棄物に組込製品でない割れた蛍光灯が混入していた場合、水銀使用製品産業廃棄物の許可を有していない場合は、割れた蛍光灯や割れた蛍光灯が付着したおそれがあるものは排出事業者に戻却してください。</p>
処理-2	<p>ガイドラインp88に留意事項として、水銀使用製品産業廃棄物に該当しないものであっても、取扱説明書等により、水銀が使用されていることが確認できたものは「水銀使用製品産業廃棄物」と同等に扱うこととありますが、この同等というのは、具体的にどこまでの対応が必要なのでしょう。</p>	<p>水銀使用製品産業廃棄物に係る基準に適合するよう取扱いをお願いします。</p>
処理-3	<p>保管中及び運搬中に誤って割ってしまった、割れてしまったランプ類の処理方法はどのように行えば良いですか。</p>	<p>前提として排出事業者は運搬中に割れないように、また、他の廃棄物と混合するおそれのないように必要な措置を講ずる必要があります。          誤って破損してしまったランプ類は、水銀の飛散・流出を防ぐため、即座にガラス瓶やポリ袋に入れるなどの措置をしてください。処理を委託する場合、未破損か破損かによって処理方法が異なる場合があるため、処理業者に処理方法を確認し、必要に応じて破損状態ごとに保管するようにしてください。(参考:水銀廃棄物ガイドラインp.6、92)</p>
処理-4	<p>廃水銀等水銀含有ばいじん等、水銀使用製品産業廃棄物の取扱い申請した場合、何等かの設備対応は必要になりますか。          上記に加えて、保管基準は別に設定が必要でしょうか。</p>	<p>処理業者として取扱う場合には、(特別管理)産業廃棄物の処理業の許可が必要となり、処理業の許可申請をする場合には、処理基準に適合するために必要な設備対応が必要になります。保管基準に適合するために必要な設備等については、ガイドラインを参照するほか、具体的に事業場の所在地を所管する行政庁にご相談ください。</p>
処理-5	<p>水銀電池、補聴器以外具体的に何に使われている？          他のボタン電池を分けることが困難。</p>	<p>水銀電池が組み込まれている製品例として、銀塩カメラの露出計があります。(水銀廃棄物ガイドラインp.62、79)          他のボタン電池を分けることが困難な場合には総体として水銀電池として扱うようお願いします。(参考:水銀廃棄物ガイドラインp.84)</p>
処理-6	<p>蛍光灯など回収時(廃棄時点)で既に割れてしまった物の扱いについて。</p>	<p>破損してしまった蛍光灯も水銀使用製品産業廃棄物になります。排出する時に蛍光灯が破損してしまった場合、水銀の飛散・流出を防ぐため、排出者が即座にガラス瓶やポリ袋に入れるなど、水銀の飛散・流出を防ぐための措置をした上で、破損した状態でも処理できる処理業者に委託してください。処理を委託する場合、未破損か破損かによって処理方法が異なる場合があるため、処理業者に処理方法を確認し、必要に応じて破損状態ごとに保管するようにしてください。(参考:水銀廃棄物ガイドラインp.6、92)</p>